

第11回「酒田港港湾機能継続協議会」を開催しました

○3月3日(水)酒田港湾事務所会議室にて、第11回「酒田港港湾機能継続協議会」を開催しました。

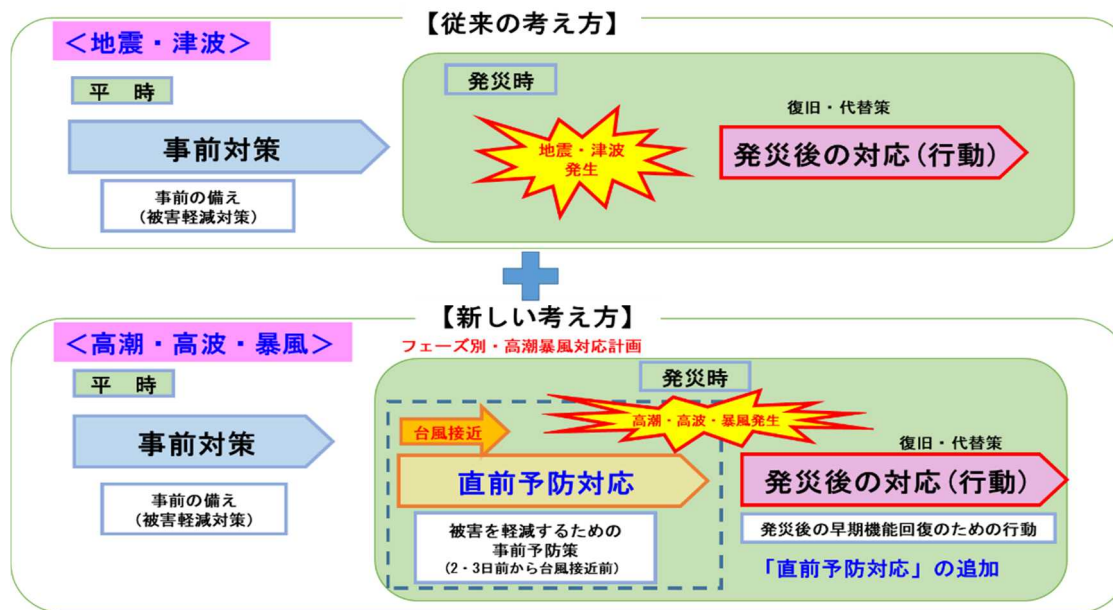
会議は、今般の新型コロナの状況を鑑み、感染防止のためオンラインにより行いました。

○「酒田港港湾機能継続協議会」は、酒田港における地震、津波などによる大規模災害発生時に、国民生活や社会経済活動への影響を最小限とするため、行政機関や民間事業者の協同体制により、円滑な緊急物資の受け入れや早期の港湾機能の回復を行うことを目的に平成25年度より開催しているものです。

○第11回目となる今回は、防災・減災、国土強靱化にむけた酒田港港湾機能継続計画(港湾BCP)の改訂について審議しました。

〔主な改訂事項〕

- ・従来の地震・津波(事前対策+発災後対応)に加え、高潮・高波・暴風(事前対策+「直前予防対応(被害軽減)」+発災後対応)について新たに追加



従来の考え方と今回新たに追加する「直前予防対応」の考え方



協議会(オンライン)の様子



協議会会長(酒田港湾事務所長)の挨拶

【別紙 1】

酒田港港湾機能継続協議会 会員名簿

(敬称略)

No.	協議会 会員
1	酒田海陸運送株式会社 代表取締役社長
2	日本通運株式会社 山形支店 酒田海運営業所 酒田支店長
3	酒田水先区水先人会 会長
4	酒田曳船株式会社 代表取締役社長
5	山形県漁業協同組合 代表理事組合長
6	酒田共同火力発電株式会社 取締役社長
7	酒田石油基地協議会 会長
8	全国漁業協同組合連合会酒田油槽所 所長
9	東北東ソー化学株式会社 代表取締役社長
10	株式会社青南商事 酒田支店 支店長
11	花王株式会社 酒田工場 工場長
12	NPO 法人 山形県リサイクルポート情報センター 理事長
13	酒田商工会議所 会頭
14	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 酒田港湾地区委員長
15	山形県港湾空港建設協会 会長
16	財務省東京税関 酒田税関支署 支署長
17	第二管区海上保安本部 酒田海上保安部 部長
18	国土交通省東北地方整備局 酒田港湾事務所 所長
19	山形県県土整備部 空港港湾課 課長
20	山形県防災くらし安心部 防災危機管理課 課長
21	山形県港湾事務所 所長
22	山形県庄内総合支庁 総務企画部 総務課 防災安全室 室長
23	山形県庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課 課長
24	山形県酒田警察署 署長
25	酒田市地域創生部 商工港湾課 港湾主幹
26	酒田市総務部 危機管理課 課長

第 1 1 回 「酒田港港湾機能継続協議会」

議事概要

日時：令和 3 年 3 月 3 日（水） 13：30～15：00

場所：酒田港湾事務所会議室（オンライン会議）

1. 酒田港港湾機能継続計画（港湾BCP）の改訂（案）について審議し、内容の確認、修正及び更新情報の提案等の意見を頂いた。意見をふまえ改訂内容を修正し提示、確認のもと 3 月中に計画を改訂する。
2. 東日本大震災から 10 年という節目を迎え、震災の教訓を語り継いでいくための「みなとのパネル展」東北各地で開催。庄内地域では、酒田市役所、鼠ヶ関公民館での開催についてお知らせした。

酒田港港湾機能継続計画 改訂（案）の概要

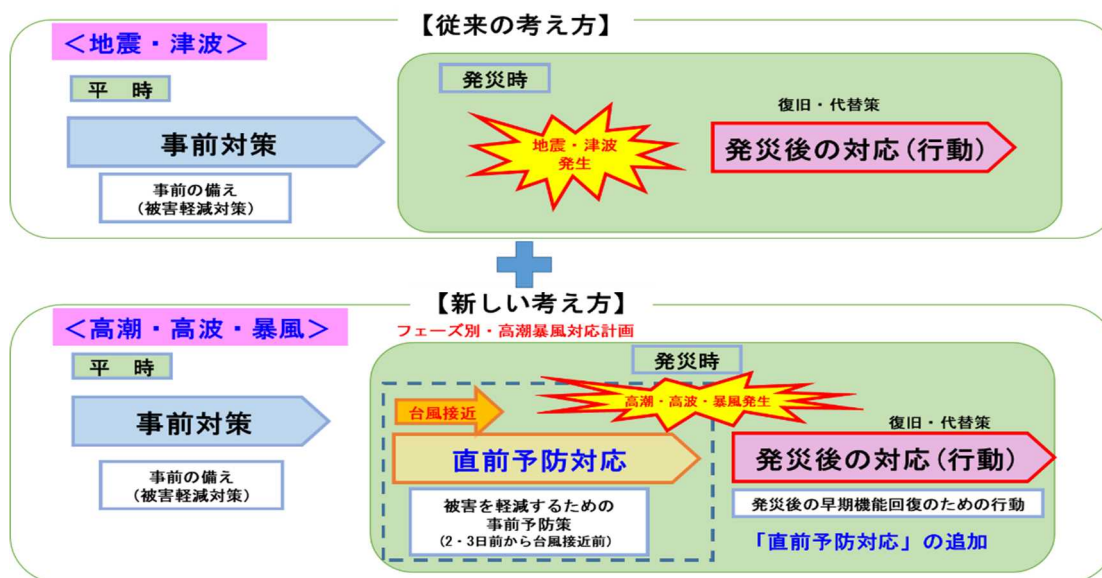
改訂の背景等

- ・昨今自然災害により国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生。
- ・政府において「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定(平成30年12月4日)。特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について3年間で集中的に実施することとし、主要港湾のターミナル、防波堤等における対策とともに、港湾BCPの充実化に取り組むこととされた。
- ・このような状況を踏まえ、令和2年5月29日、直前予防対応の考え方等を盛り込んだ「港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定ガイドライン(改訂版)」を公表。

1. 【高潮・高波・暴風災害対策編】を新たに追加
全体構成を【共通編】、【地震・津波編】、【高潮・高波・暴風災害対策編】、【広域連携計画編】、【マネジメント計画編】に再編

2. 【高潮・高波・暴風災害対策編】

- ① 「港湾の事業継続計画策定ガイドライン」を踏まえた直前予防対応の考え方の位置づけ



- ② 直前行動計画として「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン(改訂版)」(平成31年3月29日公表)を踏まえ策定した、「酒田港フェーズ別高潮・暴風対応計画」の位置づけ

3. 「港湾の事業継続計画策定ガイドライン」改訂等の施策の進展、PDCAサイクル等を踏まえた修正

- ① 情報の整理と発信についての役割、発信者、発信情報等の具体化
- ② 岸壁、臨港道路の被災リスク照査についての記載
- ③ 復旧作業に従事する作業船の係留場所の候補地記載
- ④ 締結している災害協定の更新、協定概要の記載

4. その他

「酒田港フェーズ別高潮・暴風対応計画」

国(酒田港湾事務所)の対応計画

フェーズ	行動開始のトリガー (気象庁・海上保安部の情報)	時間目安 (台風接近の日数)	情報収集	体制	事前防災行動	港湾管理者等への対応等				
フェーズ①	・台風進路予想発表(台風の発生)	-120h (5日前)	(5日前～2日前共通) ・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・波浪推算情報の収集 ・気象情報等の内部共有 (随時、上記行動を実施)	・体制の構築・確認 ・災害対応人員の確認	・直轄工事の対策準備指示 (仮設物の固縛や建設機械・船舶の退避や暴風対策など) ・直轄保有船への対策準備指示 (係船ロープの増設や他港避難など) ・監視カメラ等の災害時使用資機材の作動確認	・港湾管理者等への事前対策準備の注意喚起 ※以下の事項等を実施するために必要な資機材、人員等の確保 ✓電気系統、システムの止水・防水対策 ✓非常用電源設備の稼働確認など電源対策 ✓荷役機械等の港湾施設に対する固定措置の実施 ✓コンテナや港湾貨物に対する固縛の実施 ✓荷役車両の待避 等				
		-96h (4日前)					-48h (2日前)	・協定団体への準備要請	・直轄工事の対策準備指示 (仮設物の固縛や建設機械・船舶の退避や暴風対策など) ・直轄保有船への対策準備指示 (係船ロープの増設や他港避難など) ・監視カメラ等の災害時使用資機材の作動確認	・港湾管理者等への事前対策実施の注意喚起
		-72h (3日前)								
フェーズ②	・強風、風雪、波浪、高潮注意報発表(気象台) ・第1体制発令(港長) ・第2体制発令(港長) (港外退避)	-24h (1日前)	(1日前～半日前共通) ・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・波浪推算情報の収集 ・気象情報等の内部共有	・情報収集体制建立 ・防災担当職員等の待機(被害発生時参集)	・直轄工事受注者・直轄保有船への対策状況の確認(監視等) ・直轄工事受注者・直轄保有船への対策完了の確認(監視等)	・港湾管理者等への事前対策実施状況の確認				
		-12h (半日前)					・直轄工事の対策完了 ・直轄保有船への対策完了	・港湾管理者等への事前対策完了の確認		
フェーズ③	・暴風、暴風雪、波浪、高潮警報発表(気象台) ・特別警報発表(気象台)		・気象、海象、情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有	・防災担当職員等の待機(被害発生時参集)						
台風等通過後の対応	・警報解除(気象台) ・第2体制解除(港長)	台風接近 ～ 高潮発生 ～ 台風通過 ～ 高潮収束	・情報収集 (テレビ・ラジオの情報、Webカメラの活用等) ・被害があった場合の情報収集・情報共有 ・被害状況情報収集 ・被害があった場合の情報収集・情報共有	・対策本部(局) 警戒体制発令(被害発生があった場合) ・対策本部(局) 非常体制発令(被害拡大の場合) ・協定団体への出動要請 ・必要によりTEC派遣依頼 ・必要によりリエン派遣	・カメラによる監視 ・施設点検調査(目視)	・臨港道路の通行止め状況の確認 ・被害状況の概略調査指示 ・施設点検調査指示				
		安全確保 確認後								

※本行動計画は台風等の接近に際し、酒田港における標準的な行動計画を記載したものであり、気象状況・発生時刻等により対策や行動は柔軟に対応する必要がある。
気象台の注意報・警報の発令ならびに港長の体制発令は、必ずしも本表の「時間の目安」のタイミングで発令されるとは限らず、台風の進路や速度など状況により前後する。

県(山形県港湾事務所)の対応計画

フェーズ	行動開始のトリガー (気象庁・海上保安部の情報)	時間目安 (台風接近の日数)	情報収集	体制	事前防災行動	港湾施設利用者等への対応等			
フェーズ①	・台風進路予想発表(台風の発生)	-120h (5日前)	(5日前～2日前共通) ・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有 (随時、上記行動を実施)	・連絡体制の確保 ・所属各担当との対応体制整備喚起 ・配備体制の確認	・入出港在港船管理 ・非常用電源設備の稼働確認など電源対策(solex) ・マニュアル等の確認 ・工事受注者への対策準備指示 (仮設物の固縛や建設機械・船舶の退避や暴風対策など) ・保有船への対策準備指示 (係船ロープの増設や他港避難など) ・災害時使用資機材の作動確認	(5日前～2日前共通) ・ターミナル関係者等への事前対策準備の注意喚起 ※以下の事項等を実施するために必要な資機材、人員等の確保 ・電気系統、システムの止水・防水対策 ・荷役機械等の港湾施設に対する固定措置の実施 ・コンテナや港湾貨物に対する固縛の実施 ・荷役車両の待避 ・ターミナル関係者への事前対策実施の注意喚起 (必要に応じコンテナ固縛や段差止しの指示など) 等			
		-96h (4日前)					-48h (2日前)	・工事受注者・保有船への対策実施指示 ・施設点検開始	・ターミナル等の事前対策状況の確認
		-72h (3日前)							
フェーズ②	・注意報発表(気象台) ・第1体制発令(港長) ・第2体制発令(港長) (港外退避)	-24h (1日前)	・気象・海象情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有	関係機関の担当職員の確認	・工事受注者・保有船の対策完了確認 ・対策完了の確認	・ターミナル等の対策完了の確認 ・荷役停止状況の確認			
		-12h (半日前)							
フェーズ③	・警報発表(気象台) 台風接近による暴風、波浪、高潮警報 ・警報発表(気象台) 継続 台風接近による暴風、波浪、高潮警報 ・特別警報発表(気象台)	台風接近 ～ 高潮発生	・気象、海象、情報の収集 ・海上安全情報の収集 ・気象情報等の内部共有	・警戒配備体制 (第1次配備体制) 台風接近による暴風、波浪、高潮警報が発表されたとき ・特別警戒配備体制 (第2次配備体制) 台風接近による暴風、波浪、高潮警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・非常配備体制 (第3次配備体制) 大雨、洪水、大雪、台風接近による暴風、波浪、高潮に伴う大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるとき 特別警報が発表されたとき (山形県災害対策本部設置(県庁)) (山形県県土整備部災害対策会議設置(県庁)) (山形県災害対策本部内支部設置)	・臨港道路通行止め (関係機関への周知)	・臨港道路通行止めの注意喚起			
		安全確保 確認後					・国土交通省情報収集員(リエン)の受入れ ・災害協定関係企業非団体への災害応援の要請 ・国土交通省緊急災害対策派遣連絡(TEC-FORCE)との連携	・施設点検調査(目視) ・災害発生箇所の応急対策実施	・施設点検調査指示 ・ターミナル関係者への被害状況ヒアリング
台風等通過後の対応	台風通過 ～ 高潮収束	・情報収集 (テレビ・ラジオの情報、Webカメラの活用等) ・被害があった場合の情報提供・情報共有 ・被害状況情報収集 ・被害があった場合の情報提供・情報共有 ・山形県災害対策本部内支部及び県土整備部への報告、建設部各課との情報共有	・山形県災害対策本部内支部会議への出席	・カメラによる監視	・ターミナル関係者へのヒアリング				

気象台の注意報・警報の発令ならびに港長の体制発令は、必ずしも本表の「時間の目安」のタイミングで発令されるとは限らず、台風の進路や速度など状況により前後する。